平成２２年（フ）第３３３号
北海道亀田郡七飯町字大川386番地の19
債務者　品田　隆義
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４号
函館市人見町１番25号
債務者　島中　史勝
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目８番19号
債務者　齊藤　巧哉
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８３号
函館市本通１丁目26番13号
債務者　菊池　繁美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８８号
函館市人見町20番10号
債務者　熊木　立子（旧姓宗形）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３８９号
北海道北斗市東浜２丁目13番９号
債務者　中村　満明
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９０号
北海道北斗市東浜２丁目13番９号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
函館市美原３丁目５番８―104号
債務者　兼平　勝子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
群馬県太田市高林西町382番地73　アパートみんなの家Ａ号
債務者　髙橋　　健
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５４６号
愛知県安城市福釜町西天40番地１
債務者　中川　敬一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９６５号
大阪市住吉区苅田３丁目２番18―502号
債務者　桝井　崇行
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２７５号
大阪市西淀川区姫島５丁目２番15号シティハイツ姫島207号室
債務者　石山　明生
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７７号
大阪府門真市大橋町３番22号
債務者　徳田　勝宏
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２４号
横浜市旭区柏町112番地３　コーポ畑Ｂ棟101号室
債務者　星　　信行
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目89番地７　マ・メゾンⅡ２Ｂ
債務者　曽根　雅光
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９４号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目15番地９　ファミールおがわ201号
債務者　藤田　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９５号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目15番地９　ファミールおがわ201号
債務者　藤田　さよ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部